入　札　説　明　書

市川町特定環境保全公共下水道事業 中部処理区面整備工事（第１６－１工区）に係る入札公告に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

１．告示の日　　令和 ５ 年 ５ 月２４日

２．入札に付する事項

(1) 工事番号　　第　４　号

(2) 工 事 名　　特定環境保全公共下水道事業 中部処理区面整備工事（第１６－１工区）

(3) 工事場所　　市川町　甘地　地内

(4) 工事概要　　工事延長 Ｌ＝943.2m

開削工（管径 75、150 ㎜）　L=943.2m

マンホール設置工　　29 ヶ所

取付管 および ます工　　15 ヶ所

立坑工　　1 ヶ所

(5) 工　　期　　令和６年３月２９日まで

３．応募方法

単独企業 又は特別共同企業体

４．入札参加資格者

２に掲げる工事（以下「本工事」という。）の入札に参加することができる資格を有する者は、市川町財務規則（昭和 40 年規則第 3 号。以下「財務規則」という。）第 72 条の 2 の規定に基づき入札参加資格者名簿に登録されている者で、次に掲げる事項のいずれにも該当し、契約担当者の入札参加資格確認を受けなければならない。

(1) 単独企業による場合の資格要件

① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 4 の規定に基づく入札参加の資格制限に該当しない者。

② 公告日の前日現在において、兵庫県姫路市及び神崎郡内に本店、支店、営業所等を有する者で、建設業法第 15 条の規定による土木一式工事に係る特定建設業許可を受けている者。なお、支店・営業所等においては契約締結権限を有する代理人を置いている者に限る。

③ 本店が市川町内にある者は、町税に滞納がないこと。又、市川町内に営業機能を有する支店、営業所等がある者は、法人町民税を納付し、町税に滞納がないこと。

なお、上記以外の者にあっては、市川町内をそれぞれの各市町内、町税及び法人町民税については各市町の市町税及び法人市町民税と読み替えるものとする。

消費税及び地方消費税並びに法人税に滞納がないこと。

上記については、公共機関が発行した納付を証明する書面（写し可）を添付すること。

④　建設業法（昭和24年法律第100号）に規定する土木一式工事に係る経営規模等評価結果通知書における総合評定値が９２０点以上（ただし町内業者については８３０点以上）である者。また本契約締結予定日（令和５年６月下旬）に有効な経営規模等評価結果通知書が、入札参加申請期限日まで、または入札書の提出期限までに確認できる者。

⑤　市川町指名停止基準（以下「指名停止基準」という。）に基づく指名停止を、確認基準日及び入札日現在で受けていない者。会社更生法（昭和２７年法律第１７２号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者（国土交通省の一般競争参加資格の再認定を受けている者を除く。）、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（国土交通省の一般競争参加資格の再認定を受けている者を除く。）。

⑥　平成２５年度以降に受注した公共工事における下水道管の開削工法による管渠施工延長が200m 以上で元請けとして施工して完成引渡しした（以下「下水道管の開削工事」という。）実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は出資比率50パーセント以上の場合のものであること。）。なお、町内業者においては下水道管の開削工事を上下水道管の開削工事と読み替え適用するものとする（以下同じ）。

上記については、公共機関が発行した施工を証明する書面（写し可）を添付すること。

⑦　本工事の配置予定技術者は専任の監理技術者（建設業法第27条の18第１項に規定する監理技術者資格証の交付を受けた者をいう。以下同じ）を有すること。ただし、町内業者については、本工事に配置できる専任の技術者を有していること（４千５百万円以上の下請負契約を行う場合は配置可能な監理技術者を有していること。）とする。

落札者は契約期間中、提出した資料に記載した配置予定技術者を当該工事現場に配置すること。

なお、病休、死亡、退職等の極めて特別な場合を除いて、契約期間中は当該配置予定技術者を変更することを認めない。

⑧　本件入札に係る共同企業体の構成員を兼ねていないこと。

⑨　本工事に係る設計業務等の受託者でない者、または当該受託者と資本若しくは人事面において関連がない者。

⑩　資本関係または人的関係がある者同士の同一入札への参加を制限する運用基準に該当しない者。

(2) 特別共同企業体による場合の資格要件

①　構成員の数は２者とし、その出資比率は各々30%以上とすること。（代表者１者とその構成員１者とする。）

②　自主結成された共同企業体であること。

③　構成員の一方は市川町内に本店、または、支店を有する者であり、もう一方は兵庫県姫路市及び神崎郡内に本店を有する者であること。

④　構成員の共通の資格要件として、４の（１）の①、③、⑤、⑨、⑩に掲げる要件を満たしていること。また、４の（１）の⑥に掲げる要件は構成員の一方が満たしていること。

構成員は、建設業法（昭和24年法律第100号）に規定する土木一式工事に係る経営規模等評価結果通知書における総合評定値が代表者にあっては８３０点以上で特定建設業許可を受けている者、その他の構成員にあっては６８５点以上であること。また本契約締結予定日（令和５年

６月下旬）に有効な経営規模等評価結果通知書が、入札参加申請期限日まで、または入札書の提出期限までに確認できる者。

⑤　構成員の代表者は、本工事に配置できる専任の監理技術者を有すること。もう一方の構成員は、本工事に配置できる専任の技術者を有していること（４千５百万円以上の下請負契約を行う場合は配置可能な監理技術者を有していること。）とする。

落札者は契約期間中、提出した資料に記載した配置予定技術者を当該工事現場に配置すること。

なお、病休、死亡、退職等の極めて特別な場合を除いて、契約期間中は当該配置予定技術者を変更することを認めない。

⑥　本件入札に係る他の共同企業体の構成員を兼ねていないこと。

５．設計業務等の受託者等

(1)　４（1）⑨の本工事に係る設計業務等の受託者は、次に掲げるものです。

姫路市飾磨区野田町 127　高田姫路南ビル６F

（株）オリンピアコンサルタント　兵庫支店

(2)　４（1）⑨の当該設計業務等の受託者と資本又は人事面において関連がある業者とは、次のいずれかに該当するものである。

①　当該設計業務等の受託者の発行済株式総数の 100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100分の50を超える出資をしている当該建設業者

②　代表権を有する役員が、当該設計業務等の受託者の代表権を有する役員を兼ねている当該建設業者

６．入札参加の申込み

(1)　本入札に参加を希望する者は、入札参加申込書（以下「申込書」という。）及び入札参加資格確認資料（以下「資料」という。）を、令和５年５月２４日（水）から令和５年５月３１日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前９時から午後５時まで（正午から午後１時までを除く。）に総務課へ持参してください。郵送又は、電送等によるものは受付できません。

(2)　申込書は、様式１号により作成してください。

(3)　同種又は類似工事の施工実績及び配置予定の技術者のそれぞれの施工経験については、平成２５年度以降に、工事が完成しているものに限り記載してください。

(4)　資料は、次に従い作成してください。

①　同種又は類似工事の施工実績（様式３号）

入札参加資格の確認を判断できる下水道管の開削工事の施工実績を様式３号に記載すること。なお、記載件数は代表的な工事それぞれ３件以内で記載し、同工事に係る契約書の写し等に加えて下水道管の開削工事であることが確認できる書類を添付してください。

②　配置予定の技術者の資格及び工事経験（様式４号）

入札参加資格があることを判断できる配置予定技術者の資格及び代表的な工事経験を別記様式４号に記載し、配置予定技術者の資格証明書・講習修了証等及び直接的かつ恒常的な雇用関係（入札参加申込日以前に３ヶ月以上の雇用関係）にあることを確認できるものの写しを添付してください。なお、複数（３名以内）の候補技術者を記載することができますが、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなった場合は、入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請の取り下げを行ってください。

③　建設業の許可及び経営事項審査結果並びに設計業務受託者関係（様式５号）

建設業許可通知書の写し（建設業法第15条に規定する許可の通知書の写し）を提出してください。

経営規模等評価結果通知書の写し（建設業法第27条の23に規定する経営規模等評価結果通知書の写し）を提出してください。

④　誓約書（資本関係及び人的関係に関する事項）（様式６号）

資本的関係及び人的関係に関する事項について、別記様式６号に記載し、提出してください。なお、基準に該当する者から入札参加の申込みがあった場合は、入札参加資格がない旨の通知を行い、入札参加を認めません。ただし、入札参加資格がない旨の通知に至るまでに基準に該当することが判明し、基準に該当する一者を除く全てが入札参加の申込みを取り下げした場合はこの限りではありません。

⑤　税に滞納がないことを証明する書面

公共機関が３ヶ月以内に発行した滞納がないことを証明する書面（写し可）を提出してください。

（市町税、法人市町民税、消費税及び地方消費税、法人税）

(5)　入札参加資格の確認

①　提出期限の日をもって提出された申込書及び資料等で市川町入札参加者審査会の審議を経て入札参加資格を確認し、その結果は令和５年６月６日（火）までに電送により通知します。

②　入札参加資格がないと認められた者は、契約担当者に対してその理由について、書面（様式は任意）を持参（郵送又は電送によるものは受け付けません）し、説明を求めることができます。

ア　提出期限

令和５年６月９日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前９時から午後５時まで（正午から午後１時までを除く。）

イ　提出場所

総務課

ウ　回答

説明を求めた者に対し、令和５年６月１４日（水）までに書面により回答します。

(6)　その他

①　資料の作成に係る費用及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。

②　提出された申込書及び資料は、返却しません。

③　申込期限日以降は、原則として申込書又は資料の差し替え及び再提出は認めません。

④　資料提出等に関する問い合わせ先は、総務課です。

７．設計書、仕様書及び図面の交付

設計書、仕様書及び図面（以下「設計図書」という。）は、閲覧に付すとともに入札参加希望者で設計図書の購入を希望する者に対し、有償で交付します。ただし、入札参加資格がないと決定しても、納入した金額は返還しません。

入札参加申込者で設計図書購入希望者は、申込書及び資料の提出に併せて設計図書申込書（様式第７号）を提出してください。

(1)　交付日時

令和５年６月５日（月）から令和５年６月７日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前９時から午後５時まで（正午から午後１時までを除く。）

(2)　交付場所

下水道課

(3)　設計図書は、次のとおり閲覧に供します。

①　期間

令和５年５月２４日（水）から令和５年５月３１日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前９時から午後５時まで（正午から午後１時までを除く。）

②　場所

下水道課

８．設計図書等に対する質問

(1)　入札説明書及び設計図書に対する質問がある場合は、次に従い電送により提出してください。また、質問が無い場合も、その旨を電送により報告してください。

①　受付期間及び提出方法

令和５年６月６日（火）から令和５年６月１３日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前９時から午後５時まで（正午から午後１時までを除く。）

質問書はＰＤＦファイルに変換し電送により提出するものとし、電送した旨を必ず下水道課まで電話連絡すること。

なお、持参又は郵送によるものは受け付けません。

メールアドレス：gesui@town.ichikawa.lg.jp

(2)　回答書は、次のとおりとします。

①　回答期日

令和５年６月１６日（金）

②　回答方法

町ホームページ上に掲載します。質問が無かった場合もその旨を掲載します。

なお、回答に対する再質問は受け付けません。

９．入札（開札）執行の日時及び場所等

次の日時及び場所において入札者の立会いのうえ行います。

(1)　日時

令和５年６月２３日（金）午前１０時００分

(2)　場所

市川町就業改善センター　２階　研修室

(3)　その他

入札の執行にあたっては、入札参加資格確認通知書の写しを持参提出してください。なお、入札場所に入場できるのは１名に限ります。

10．入札方法

(1)　上記９の(1)及び(2)の入札の日時及び場所に直接入札書を提出してください。

(2)　落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税相当額を除いた金額を入札書に記載してください。

(3)　入札執行回数は、２回を限度とします。なお、落札者がない場合においても政令第167条の2第

1項第8号に基づく随意契約は行いません。

(4)　一度提出した入札書は、これを書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

(5)　本工事の入札公告の入札手続き、入札に関する条件等を十分承知のうえ入札してください。

11. 工事費内訳書の提出

(1)　入札参加者は、工事費内訳書を、令和５年６月２１日（水）もしくは令和５年６月２２日(木)の午前９時から午後５時まで（正午から午後１時までを除く。）に設計担当課である下水道課へ提出してください。

期限までに工事内訳書の提出がない場合はその工事の入札には参加出来ないので注意してください。

(2)　工事費内訳書は、様式第10号により作成してください。なお、職員が、工事費内訳書に基づき説明を求める場合もあるので、内訳明細を入札会場に持参してください。

12. 落札者の決定方法

(1)　財務規則第75条の規定に基づく予定価格及び財務規則第76条の規定に基づく最低制限価格を設け、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

(2)　落札者となるべき同価格の入札をした者が２者以上ある場合は、くじによって落札者を決定することとし、落札となるべき同価の入札をした者は、くじを引くことを辞退することはできません。

13. 入札保証金及び契約保証金

(1)　入札保証金

契約希望金額（入札金額に消費税相当額を加えた額）の100分の5以上の現金、小切手等で下水道課に令和５年６月２１日（水）もしくは令和５年６月２２日(木)の午前９時から午後５時まで（正午から午後１時までを除く。）に納入しなければなりません。ただし、保険会社との間に町を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を同日時までに提出したときは、入札保証金を納める必要はありません。

(2)　契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金を本契約と同時に納付してください。ただし、保険会社との間に町を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を契約と同時に提出したとき等財務規則第92条に該当する場合は、契約保証金を納める必要はありません。

14. 支払条件

支払い条件は、次のとおりとします。

(1)　前払金

公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第 184号）に基づき登録を受けた保証事業会社（以下「保証事業会社」）と保証契約をした者については、請負金額の10分の4以内で最高6,000万円までの前金払いをします。

(2)　中間前払金 または 部分払

①　中間前払金

保証事業会社と保証契約をした者については、請負金額の10分の2以内で最高3,000万円までの中間前金払いをします。

②　部分払

履行期間中２回以内とします。

※　中間前払金、部分払の併用はできません。

15. 入札の無効

(1)　本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札参加申込書又は入札参加資格確認資料に虚偽の記載をした者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札は、無効とします。

(2)　入札参加資格のあることを確認された者であっても、入札時点において、入札参加資格のない者のした入札は無効とします。

16. 落札の無効に関する事項

落札者は、落札の日から、原則として１週間以内に契約を締結しないときは、その落札は無効とします。

17. 入札の中止等及びこれによる損害に関する事項

(1)　天災その他やむを得ない理由により、入札の執行を行うことができないときは、これを中止します。

(2)　入札参加者の談合の疑い、不正不穏行動をなす等により入札を公正に執行出来ないと認められるとき、または、競争の実益がないと認められるときは、入札を取り消すことがあります。

(3)　上記(1)、(2)の場合における損害は、入札者の負担とします。

18. 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

19. その他注意事項

(1)　申込書又は資料に虚偽の記載をした者は、指名停止基準により、指名停止となります。

(2)　落札者は、資料に記載した配置予定の技術者を当該工事の現場に専任で配置してください。

(3)　入札参加者は、刑法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、住民の信頼を失うことのないよう努めてください。

(4)　入札参加者は、設計図書及び工事現場等を十分に理解して頂くとともに、次の各号に掲げる事項を留意のうえ、入札に参加してください。

①　入札参加者は、工事請負入札書（以下「入札書」という。）を作成して記名押印のうえ封入し、封筒には、入札書、工事名称、宛名及び入札参加者が法人であるときは、名称・代表者名を、また個人であるときは、商号、氏名を表記して原則として公告している日時及び場所で、入札執行職員の指示に従って入札箱に投入すること。

②　入札書に記載する金額はアラビア数字で表示すること。万一誤って記載したときは、新しい入札書を使用すること。

③　この契約には建設業退職金共済組合掛金相当額が算定されているので、同共済組合未加入者も入札に当たっては、これを含めて積算すること。

④　契約を締結した者が、本締結工事を施工しようとするときは、必要な建設業退職金共済組合証書を購入した発注者用掛金収納書を契約締結後１ヵ月以内に提出すること。なお、契約を締結した者が建設業退職金共済組合に未加入のときは、同共済組合に加入のうえ上記の手続きをすること。

⑤　契約を締結する者は、契約を締結した日から７日以内に工事に着手すること。

(別紙)

入札に関する条件

１．入札書が所定の場所に所定の日時に到達していること。

２．入札保証金又は入札保証保険証書の保険金額が所定額以上であり、保険対象期間については、令和５年６月２３日（金）から令和５年６月３０日（金）まであること。

３．所定額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が令和５年６月２２日(木)午後５時までに納入されていること。

４．入札者、又は代理人が当該入札について２通以上した入札でないこと。

５．当該工事の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者、又は２人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

６．談合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

７．入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

８．代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を契約担当者に提出すること。

９．落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費相当額を除いた金額を入札書に記載すること。ただし、特に指示した場合はこの限りではない。

10. 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

11. 同一の技術者を重複して複数の工事の配置予定技術者とした場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなった場合は入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請の取り下げを行うこと。

12. 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。

① 初度の入札に参加して有効な入札をした者。

② 初度の入札において１～１１までの条件に違反し無効となった入札者のうち１、２の後段、５、６及び１１に違反し無効となった者以外の者。